

ソーシャルメディア運用に関するガイドライン

公益社団法人日本カーリング協会

第1条（目的）

本ガイドラインは公益社団法人日本カーリング協会（以下本協会という）によるソーシャルメディア運用について従うべき原則について定めるものである。

第2条（定義）

本ガイドラインにおいて、ソーシャルメディアとは以下のチャンネルを指す。

1. Facebook
2. Twitter
3. Instagram
4. YouTube
5. note
6. TikTok
7. その他、マーケティング委員会の事業として理事会の承認を受けたチャンネル

第3条（運用）

ソーシャルメディアの運用は、理事会において承認を受けたマーケティング委員会の事業計画に沿って実施する。

事業計画について変更がある場合には、他のマーケティング事業と同様に、マーケティング委員会への報告、マーケティング委員長による承認、理事会での承認を要する。

第4条（運用担当者）

運用担当者については以下の通りに定める。

1. マーケティング委員長によって指名されたマーケティング委員
2. 事務局長
3. 事務局長によって指名された事務局員
4. その他、マーケティング委員会ならびに事務局によって承認された外部委託先

毎年度の事業計画中にチャンネルごとに運用担当者を記載する。事業年度の途中での担当者の追加、変更についてはマーケティング委員長による承認、マーケティング委員会への報告ならびに直後の理事会での報告を要する。

第5条（運用費用）

運用費用については以下の通りに定める。

1. ソーシャルメディアの有料プランを利用する場合、その月額・年額費
2. ソーシャルメディア運用を外部委託する場合、その委託費用
3. ソーシャルメディア運用を事務局員以外の運用担当者が実施する場合、その作業分量に応じた日当（別途定める、「選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程」に従う）
4. （YouTube 動画目次の作成等）ソーシャルメディア運用に運用担当者以外の本協会会員の協力が必要であった場合、その作業分量に応じた日当（別途定める、「選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程」に従う）
5. （YouTube ライブ配信出演等）ソーシャルメディア運用に本協会会員ないし外部有識者の協力が必要であった場合、その協力分に応じた謝金（別途定める、「選手権大会ならびに講習会開催に伴う審判、講師等の日当及び謝金に関する規程」に従う）
6. ソーシャルメディアの運用に必要な機材・ソフトウェアを JCA の資産として購入した場合、その実費

第6条（ガイドラインの改訂）

本ガイドラインは、理事会の決議により改定することができる。

附則

本ガイドラインは、令和4年5月14日の理事会決議をもって、効力を発するものとする。